

議案第25号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の概要について

1 改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
※児童福祉法の規定により厚生労働省令に基づき定めた条例

2 改正点

第10条第3項

現行	改正案
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもので、 _____でなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもので、 <u>(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)</u> でなければならない。

3 改正理由及び経過

(1) 放課後児童支援員

…保育士の資格を有する者など、基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であつて、認定資格研修を修了した者

(2) 経過措置期間(～令和2年3月31日)

…認定資格研修を修了していない者であつても、放課後児童支援員の資格を満たし、令和2年3月31日までに終了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能。(＝みなし支援員)

(3) 経過措置終了後(令和2年4月1日～)

…みなし支援員に係る経過措置については、期間終了後は延長されない。
放課後児童クラブの運営に当たって、各自治体の実情によっては、条例とクラブの実態に不適合が生じる可能性がある。

(4) 厚生労働省令の改正(令和2年4月1日施行)

…市が定める放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、「従うべき基準」(必ず守らなければならない基準)から「参酌すべき基準」(市独自の判断で見直し可能な基準)に変更される。
各自治体の責任のもと、みなし支援員の期間延長等も可能な状況となる。

(5) 本市の対応

…国基準どおりとした場合、放課後児童支援員の確保が困難な状況であるため、採用1年以内に認定資格研修を修了予定のものも、放課後児童支援員とみなす。

4 施行日

令和2年4月1日